

『問答の言語哲学』合評会のための内容紹介と補足説明

本書目次

序 文 問いの重要性に向けて

第1章 問答関係と命題の意味——問答推論の意味論へ向けて

1.1 問いと推論の関係

1.2 推論の意味論から問答推論の意味論へ向けて

第2章 問答関係と発話の意味——問答推論的語用論へ向けて (1)

2.1 文と命題内容と発話の違い

2.2 発話が焦点を持つとはどういうことか

2.3 会話の含み

第3章 問答関係と言語行為——問答推論的語用論へ向けて (2)

3.1 質問と言語行為

3.2 言語行為の新分類

3.3 言語行為の不可避性

第4章 問答論的超越論的論証

4.1 問答論的矛盾の説明

4.2 問答関係の分析

4.3 問答論的矛盾による超越論的論証

4.4 超越論的論証の限界

あとがき

「第1章 問答関係と命題の意味——問答推論の意味論へ向けて」

「1.1 問いと推論の関係」では、推論が問いを前提することを指摘し、推論が前提する問いを明示化すれば、問答推論となることを説明しました。結論として、問答推論は次の4つの形に分類しました。(33-35)

①完了型 ($Q, \Gamma \vdash p$)

: 問いと平叙文が前提となり、平叙文が結論となる推論である。

②暗黙的完了型 ($\Gamma \vdash p$)

: ①の前提の問いが暗黙的である派生形である。平叙文が前提となり、平叙文が結論となる推論（平叙文だけからなる通常の推論）である。

③未完了型 ($Q2, \Gamma \vdash Q1$)

: 問いと平叙文が前提となり、問いが結論となる推論である。

④暗黙的未完了型 ($\Gamma \vdash Q$)

: ③の前提の問いが暗黙的である派生形である。平叙文が前提となり、問いが結論となる推論である。

これらの推論が妥当であるための条件は、条件は次の4つです。

- (Ci) 前提にコミットするならば、常に結論にコミットすること。(前提や結論が平叙文であれば、それにコミットするとは、もしそれが真理値を持つ文ならば、真であることにコミットする。もしそれが真理値を持たない文ならば、その適切性にコミットすることである。前提や結論に問いが含まれるならば、その問いにコミットするとは、問いが健全であること、言い換えると、問いが真なる(ないし適切な)答えをもつことにコミットすることである。)
- (Cii) ①完了型 ($Q, \Gamma \vdash p$) の場合には、結論が前提の問いの答えとなっていること。
- (Ciii) ④暗黙的未完了型 ($\Gamma \vdash Q$) の場合には、どの前提も、そのままでは、結論となる問いの直接的答えとならないこと(情報付与性)。
- (Civ) ③未完了型 ($Q2, \Gamma \vdash Q1$) の場合には、すべての平叙文前提にコミットし、かつ結論となる問いの直接的答えにコミットするならば、前提の問いの答えとなる少なくとも1つの命題がコミット可能である(柔軟な有用性)。

「1. 2 推論の意味論から問答推論の意味論へ向けて」

ここでは、ブランドムの「推論の意味論」を説明し、問答推論によるその展開を説明しました。

ブランドムは、語彙の意味は「**実質推論**」によって明示化されると言います。しかし、他方でブランドムは、<**論理的語彙は保存拡大性を持ち、他の語彙の意味を変えない**>、それゆえに、<論理的語彙によって他の語彙の意味を明示化することができる>と言います。

この二つの明示化はどのように関係しているのでしょうか。この説明を補足しておきます。これらは、次のように関係しています。「**実質推論**」もまた推論である以上は、論理的語彙を使用します。したがって、実質的推論によって言語表現の意味を明示化するとき、それは同時に、論理的語彙による明示化であるのです。

「論理的語彙」は語彙の中で特殊なものです、また論理的語彙を用いた(論理学で語られるような)「**形式推論**」は、科学研究や日常生活で使用される「**実質推論**」とは明確に区別することができます。しかし、ブランドムは「形式推論」もじつは「**実質推論**」の一種であると考えています(『問答の言語哲学』46)。この関係は重要ですので、「論理的語彙」の意味について説明しておきたいと思います。

「論理的語彙」の意味は、論理的語彙の導入規則と除去規則という推論によって明示化が可能です。論理的語彙の導入規則と除去規則は、「形式推論」の命題です。しかし、これらの語彙や規則は、経験的な命題についての推論でも使用されます。そのとき、それらの推論は、論理的語彙の「**実質推論**」だと言えます。非論理的語彙を含まない「形式推論」の命題は、このような実質推論からの抽象によって得られるものです。したがって、論理的語彙についてももともと、それを使用した実質推論が、論理的語彙の意味を明示化する推論であるといえます。

では、実質的推論の妥当性(ブランドムはこれを「正しさ」と呼びます)は、どのように説明されるのでしょうか。

ブランドムは、「何が正しい実質的推論であるか」への答えを社会的サンクションに委ねていると思います。それは、ウィトゲンシュタインの提起した規則遵守の問題に対する答えを社会的なサンクションに委ねることでもあります（参照、MIE の第 1 章）。

では、私たちはどう考えるべきでしょうか。私たちは問答推論的意味論の立場から、この問題を「何が正しい実質的な問答推論であるか」という問いに換えて問う必要があります。この問いに対しては、（第 4 章で論じた）問答関係が成り立つためには「問答論的矛盾」を避ける必要があり、そのための必然的な（あるいは超越論的な）問答推論が、正しい実質的問答推論であると答えることができます。

しかし、実質的な問答推論にはこの基礎的な問答推論だけでなく、それ以外に無数の多様な問答推論があります。それらの実質的問答推論の正しさについては、本書に続く予定の『問答の理論哲学』『問答の実践哲学』で詳しく扱うこととなりますが、社会的サンクションが答えになるということ以上のことが言えるかどうか、まだわかりません。

「第 2 章 問答関係と発話の意味——問答推論的語用論へ向けて

（1）」

「2.1 文と命題内容と発話の違い」で、文と命題の関係を「文は、文脈を入力すると命題を出力する関数である」と説明しました。

関数としての文：文脈→命題

他方で、「2.2 発話が焦点を持つとはどういうことか」では、相關質問との関係によって発話の焦点が決まることを説明しました。

相關質問：文→焦点つき命題

（焦点つき命題＝相關質問＋文末満返答）

この二つの関数はどう関係するのでしょうか。これが曖昧だったので、今回補足したいと思います。この二つの関数を組み合わせると次の関数になるでしょう。

文（関数）：文脈＜相關質問、話し手、世界、時間＞→焦点つき命題

今回「焦点つき命題」という概念を導入しています。文の意味を「命題」と呼び、発話の意味を「焦点つき命題」と呼ぶことが、適切であるかもしれません。

「命題」を理解すること＝＜上流問答推論と下流問答推論について正しいものと正しくないものを判別する能力を持つこと＞

「焦点つき命題」を理解すること＝＜上記の能力をもつことに加えて、発話が現実にはどのような上流問答推論と下流問答推論をもっているかを理解すること＞

2. 2 では、「焦点」は「命題の与えられ方」を示していると述べましたので、「焦点つき命題」とは、「ある与えられ方のもとで理解された命題」のことです。

2.2 の最後に、相関質問は、より上位の問いに答えるために設定されるのであり、二重問答関係

$$<Q2 \rightarrow Q1 \rightarrow A1 \rightarrow A2>$$

において、 $Q1 \rightarrow A1$ は、 $A1$ の上流問答推論を構成し、 $Q2 \rightarrow A1 \rightarrow A2$ が、 $A1$ の下流問答推論を構成することを説明しました。

「2.3 会話の含み」では、「会話の含み」をこの下流問答推論によって説明しました。

「第3章 問答関係と言語行為——問答推論的語用論へ向けて(2)」

「3.1 質問と言語行為」では、命題の意味が相関質問との関係で規定されるように、発話の発語内行為は、相関質問との関係で規定される(cf.174)、ということを説明しました。

サールの表記法では、質問と返答はつぎのように表記されます。

? (p)、 $\vdash$ (p)

? (p)、 C (p)

? (p)、 D (p)

同じ命題内容の返答が異なる発語内行為を採るとすれば、それは質問がことなるからではないでしょうか。つまり質問がすでに返答の発語内行為を指定しているのです。従って、上記の問答は、次のように表現すべきです。

? $\vdash$ (p)、 $\vdash$ (p)

? C (p)、 C (p)

? D (p)、 D (p)

この意味で、質問型発話は、他の発語内行為とは全く異なる発語内行為なのです。

しかし、3.1 の最後では、全ての発話が質問の意味を持つことを説明しました。「どのような発話であれ、聞き手がそれを受け入れてくるかどうかを問う暗黙的な質問になっている。この暗黙的な質問が、会話を継続させるように機能している。」178

この二つは、次の関係にあります。前者の質問は、発語内行為としての質問であり、後者の質問(全ての発話がもつ依頼や質問の働き)は、「発語媒介行為の一部である」(197)と思われます。

「3.2 言語行為の新分類」では、ヘイトスピーチの差別的な働きを言語行為としてどうとらえるか、という問いを検討する過程で、サールの「発話行為」「命題行為」「発語内行為」「発語媒介行為」という区別に「前提承認要求」という行為を加えることを提案しました。

発話の前提には、論理的前提、意味論的前提、語用論的前提などがあります。話し手はこれらの発話の前提を承認していますが、聞き手はそれらを理解しているとしても承認しているとは限りま

せん。それゆえに、発話を行うことは、それらの前提の承認を聞き手に要求するという行為（「**前提承認要求**」と名付けました）を含んでいます。

3.2 の最後に書きましたが、発語内行為は、意図的発語媒介行為前提とする（それを実現するための）実践的推論の結論となっています。前提承認要求は、この実践的推論において前提として働いています。

＜発話の実践的推論＞

発語媒介行為の意図

真理性承認要求（ここには論理的前提、意味論的前提などの真理性承認要求も含まれる）

誠実性承認要求

正当性承認要求

∴ 発語内行為

＜発話の実践的推論：ヘイトスピーチの例＞

発語媒介行為の意図「工事阻止行動をやめさせよう」

真理性承認要求「反対している人たちは、無教養な土人である」

誠実性承認要求「私は警官としての職務に忠実である」

正当性承認要求「無教養な土人は政府に文句を言う資格はない」

∴ 発語内行為「土人が文句を言うな」（命令型発話）

ヘイトスピーチでは、前提承認要求もまた差別的に機能している。

「3.3 言語行為の不可避性」では、コミュニケーション（指示や述定へのコミットメント）の不可避性が、問答の不可避性に基づくことを説明しました。

3.2 の議論への補足

第3章では、言語行為を問答の観点から考察しましたが、ハーバーマスが『真理と正当化』(1999)で、おそらくはブランドムの影響を受けて、発話行為について推論主義の立場から次のように分析していることを昨年知りました。

「語用論的意味理論は、フレーゲとウィトゲンシュタインが発展させた真理意味論の基本テーゼを次のように変更しなければならなくなる。つまり、発話内的行為を理解したとするのは、＜何がその行為を受け入れ可能にするか＞を分かっている場合であり、また＜その行為が受け入れられた場合に、今後の実践にどのような帰結が生じるか＞を分かっている場合である、ということである。」（ハーバーマス『真理と正当化』三島憲一、大竹弘二、木前利秋、鈴木直訳、法政大学ユニベルシタス、2016、p.160、＜ ＞ は引用者による強調）

これは、ブランドムの推論的意味論と似ていますが、ブランドムは、発話の命題内容の理解をその推論関係の理解で説明したのに対して、ハーバーマスは、発話行為の理解を、その推論関係の理

解で説明しようとしている点が異なります。つまりハーバーマスは、ブランドムの推論的意味論を、発話から発話行為へと拡張しようとしているのです。

例えば p の「主張」という発話内行為を理解するのは、＜何がその主張行為を受け入れ可能にするのか＞、つまり＜「私は p を主張する」という遂行文発話の上流推論（実践的推論）＞の正否を判別する能力を持つことです。また＜その行為が受け入れられた場合に、今後の実践にどのような帰結が生じるか＞、つまり＜「私は p を主張する」という遂行文発話の下流推論＞（例えば、「もし問われれば、p の主張の根拠を示す責務を持つ」）の正否を判別する能力を持つことです。

ちなみにこの「遂行文発話」の上流推論と下流推論については、さらに上流問答推論と下流問答推論へと拡張する必要があるでしょう。さらに、このような推論主義的なアプローチの発話内行為への拡張は、発話媒介行為の理解の説明、ヘイトスピーチの理解の説明、等にも拡張可能です。さらに、全ての行為が実践的知識によって記述されるのですから、行為（その実践的知識）の理解を、その上流問答推論と下流問答推論によって説明することも可能になりそうです。

私が 3.2 で行ったことは、発話内行為の遂行文発話の上流実践推論によって説明しただけでしたので、下流推論も考慮すべきでした。またそれを問答実践推論に拡張すべきでした。

「第 4 章 問答論的超越論的論証」

「4.1 問答論的矛盾の説明」では、「論理的矛盾」「意味論的矛盾」「語用論的矛盾」と区別される「問答論的矛盾」の事例を示し、その分類と説明をおこないました。「問答論的矛盾」とは不適格な問いによって引き起こされる問いと返答との間の矛盾です。このような「問答論的矛盾」は、コミュニケーションないし言語的な相互応答のための必要条件を、それを否定すると矛盾が生じるという仕方で示すものです(218)。

「4.2 問答関係の分析」では、まず、問答論的矛盾と照応の関係を考察しました。問答が成立するためには、問いと答えの間に、適切な仕方で照応関係が成立していなければなりません。しかし、問答論的矛盾においては、適切な仕方で照応関係が成立しないことを指摘しました。

次に、問答論的矛盾における問いの前提について考察しました。問いの前提は、意味論的前提と語用論的前提に区別できますが、問答論的矛盾における答えは、このどちらの前提とも矛盾しません。しかしその前提の承認要求を受け入れていません。問いに答えるには、肯定の答えであれ、否定の答えであれ、問いの前提を承認する必要がありますが、それをしないので矛盾が生じるのです。

「4.3 問答論的矛盾による超越論的論証」では、以上から、問答論的矛盾を避けることは、問答関係が成立するための超越論的条件だと言えるのですが、その主なものを具体的に説明しました。

相互的な呼応関係の超越論的条件。

- ・ 絡路の相互確認
- ・ 言語の相互理解
- ・ 誠実性の相互確認

問答関係の意味論的超越論的条件

- ・照応関係
- ・タイプとトークンの区別
- ・言語の規則に従うこと

問答関係の論理的超越論的条件

- ・同一律
- ・矛盾律

問答関係の規範的超越論的条件

- ・嘘の禁止
- ・相互承認の義務

「**4.4 超越論的論証の限界**」では、4.3 での超越論的論証が、古典論理に依拠するという限界をもつことを説明しました。